

自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化

道路交通法が改正され、4月1日から、自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。自転車事故で亡くなった人のうち、半数以上の方が頭部に致命傷を負っています。日本のルールを勉強中の技能実習生等に対してヘルメットの着用を勧めるようお願いします。



万が一、交通事故に遭ったときのあなたの大切な命を守るため、ヘルメットを着用しましょう。

賠償額



自転車事故でも高額な賠償命令が…万が一に備えて、自転車損害賠償保険に加入しましょう。

警察へのお問合せにAIチャットボットを利用ください！

AIチャットボットは、県警ホームページから利用できるサービスです。運転免許証、落とし物のことなど、利用者の質問にAIが回答します。また、外国人の方を含め、より多くの方に利用いただけるよう、対応する**外国語の数**を増やすなど、チャットボットの機能を強化しました。ぜひご利用ください。



チャットボット起動



ふっけい君を選択



機能強化の内容

～翻訳言語の拡大～

5言語→10言語

【現在】日本、英語、中国（繁体語・簡体語）、韓国

【追加】ベトナム、インドネシア、フィリピン、ネパール、ミャンマー



連絡先 筑後・大川・大木地区国際化対策連絡協議会事務局（筑後警察署警備課）
Tel : 0942-52-0110（内線461）
e-mail : chikugo-ps@police.pref.fukuoka.jp

